

# 東京都子宮頸がん検診の精度管理のための技術的指針 改定内容及び理由

## 改定点1 「第6 検診方法等」で示す検診項目の変更（「必要に応じてコルポスコープ検査を行う。」を削除）

現行：検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とする。必要に応じてコルポスコープ検査を行う。



改定案：検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とする。

### 【理由】

- 現行の検診項目の内容は、国が示す「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に準じたものであるが、一方で国立がん研究センターが技術・体制指標として示す「検診機関用チェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」（以下「チェックリスト等」という。）では、「検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診とする。」とあり、それぞれが示す検診項目に相違がある。  
都や国の指針では、“チェックリスト等に基づいて精度管理を行うこと”と示しており、この相違点について整理が必要。
- 子宮頸がん検診におけるコルポスコープ検査は、国立がん研究センターがチェックリスト等で示すように、本来的にはスクリーニング検査ではなく、精密検査として行われるものであり、都においても、コルポスコープ検査を実施している自治体に対しては実施の見直しを求めているところである。都内区市町村において不必要な検査が検診として行われることのないよう、都の技術的指針においても検診項目の見直し（コルポスコープ検査に関する一文の削除）が必要と考える。
- 以上より、上記の改正を行う。

## 改定点2 「子宮頸がん検診 精密検査依頼書 兼 結果報告書」（都統一様式）の策定に伴う変更

今年度、都において「子宮頸がん検診 精密検査依頼書 兼 結果報告書」（都統一様式）を策定したため、本文中の文言修正及び様式第6号の差替えを行う。